

## 独立行政法人酒類総合研究所 令和8年度計画

令和8年3月26日

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総研」という。）の令和8年度の計画は、第6期中期目標の期間の初年度としての位置付けを十分に認識し、中期計画の達成に向けて、年度ごとに達成すべき目標が定められているものは、その業務内容をより具体的に記載するとともに、5年後の目標が定められているものは、その達成のための初年度の業務内容を定めることとする。

計画の実施に当たっては、「独立行政法人酒類総合研究所の中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直しについて」（令和7年8月27日財務省）及び「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和7年12月4日総務省独立行政法人評価制度委員会決定）の趣旨を十分に踏まえて行うものとする。

### 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

酒類に関する高度な分析・鑑定、品質評価、研究・調査、成果の普及等、独立行政法人として真に担うべき業務を実施するとともに、その質の向上を図る。

研究開発業務の実施に当たっては、日本産酒類の輸出促進、地方創生等の国の諸政策も踏まえつつ、法人内外から研究ニーズを組織的にくみ上げ、基盤的知見の蓄積や社会実装も意識しながら、関係機関と連携して研究開発成果の最大化に向けて取り組む。また、成果を論文として公表することを原則とするが、研究意欲の維持・向上、研究の有効性の確保等の観点から、長期に及ぶ研究や困難性の高い研究にも挑戦できる研究環境の構築に努める。

また、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に従い、必要に応じ外部評価委員により評価を行う。

#### (1) 日本産酒類の競争力強化等

日本産酒類の輸出拡大を後押しするためには、日本産酒類の差別化といった高付加価値化や製品の多様化に向けた研究が必要であることから、日本産酒類の付加価値向上等のための試験研究、輸出環境整備のため、輸出酒類の分析証明等の各種取組を次の通り実施する。

イ 日本産酒類の特長を解明し、高付加価値化や多様化に資する研究として、清酒の熟成については、新酒とは異なる香味の特徴をもつ熟成酒の品質制御技術の確立及び魅力発信に資するため、日本酒百年貯蔵プロジェクトの

貯蔵酒を用いて成分と官能評価等との関係について解析する。また、熟成に関わる成分の生成機構の解析を進める。

清酒の高付加価値化や多様化を支援する産業技術基盤構築を目指し、醸造ビッグデータの効率的な蓄積と効果的な利活用を推進するため、UPLC-Q/TOF-MS を用いた清酒成分の網羅的解析方法の高度化等データ取得方法及び情報解析環境の整備を進める。

また、醸造ビッグデータ等を活用した清酒の高付加価値化や多様化に資する研究として次の取組を行う。

原料関係では、原料が清酒品質に与える影響を把握するため、複数の原料米品種での小仕込みを実施し、原料米品種と製成酒成分との関連を検証する。

製造法関係では、生酏系酒母の発酵管理技術構築のため、乳酸菌叢変遷予測の精度を検証するとともに、菌叢構成乳酸菌種が成分へ与える影響を把握する。

人の嗜好性と酒質の関連については、消費者の嗜好性の実態把握を行うため、清酒嗜好性データを効率的に収集するための嗜好調査方法を検討する。

日本産蒸留酒については、日本産酒類の特長を解明し、高付加価値化や多様化に資するため、本格焼酎の原料由来の特徴的な香气成分の生成過程等の解明に取り組む。

ロ 台湾向け輸出酒類及び EU 等向け輸出ワインに関する受託分析及び証明書等の発行については、適切に実施することとし、受付日から 20 業務日以内に結果を通知する。

また、EU 等向け日本ワインの輸出に係る自己証明では、自己証明製造者の承認及び承認後の確認業務を実施する。

福島第一原子力発電所の事故を受け、依然として輸入規制を継続している国があることを鑑み、輸出酒類の放射性物質の分析を実施し、試料等の収受からおおむね 2 業務日（年間 2,000 点を超える場合は 3 業務日）以内に証明書を発行する国税局に分析結果を提供する。

なお、その他の日本産酒類の輸出環境整備に資する事務についても、必要に応じて迅速に実施する。

## (2) 酒類製造の技術基盤の強化

酒類業の振興のためには、酒類製造の技術基盤の強化が必要であることから、これに資する研究に取り組むとともに、酒類製造者等が実施する技術基

盤の強化のための取組等の支援など、各種取組を実施する。

イ 酒類製造の技術基盤の強化に資する研究並びに地域特性に関する研究、特に、気候変動への対応等に資する研究として、次の研究開発を実施する。

酒類製造の技術基盤の強化に資するため、清酒原料米について、本年産米の醸造適性予測及び分析を行うとともに、原料米タンパク質品種間差及びその分解物であるペプチド総体の分析法開発について検討する。また、これまでに開発した原料米の溶解性評価法について現場に即した判断基準の策定に取り組むとともに、高温障害により硬質化した原料米の性質を調査する。

さらに、清酒の新規特徴香について、生成の重要因子となる米品種の特性を解析し、新規特徴香を安定的に生成する技術開発に取り組む。

酵母については、菌株の選抜・育種に資する基盤情報及び開発技術の体系化を目的とし、遺伝子マッピングや細胞内代謝物の解析等を用いて重要な醸造特性指標に関与する形質の分析を行う。

黄麴菌については、実用株に対してゲノム編集等の技術による育種を実施するため、実醸造利用の検討を想定した育種目標を選定する。また、ゲノム編集を用いた育種技術の環境に対する影響評価に資するため、外部から導入した sgRNA や Cas9 酵素の細胞内挙動を確認する。

さらに、麴菌遺伝子が製麴工程や清酒成分に与える影響を明らかにするために、米麴メタボローム解析に供する米麴試料の処理方法を最適化する。また、麴菌株の特性に寄与する遺伝子を探索するために、多様な麴菌株の製麴工程中における遺伝子発現情報を取得する。

黒麴菌については、泡盛の酒質におけるキシラナーゼの影響を調べるために、黒麴菌のキシラナーゼ遺伝子を破壊し、米麴のキシラナーゼ活性を評価する。

ワイン醸造の技術基盤の強化や気候変動対応を見据え、ブドウ及びワインの品質に関連する成分の新規分析方法を開発し、ブドウの成熟過程及びワイン醸造工程におけるその変化を明らかとする。

ロ 公設試験研究機関等と連携し、醸造用微生物の開発等の地域の取組を支援するほか、要望に応じ、醸造用微生物の保存を実施する。

また、公設試験研究機関や製造関係者等との意見交換の場等を通じて得られたニーズについては、必要に応じて対応する。

### (3) 酒造技術の伝承及び酒類業界の人材育成

伝統的酒造りの伝承及び酒類業の振興のためには、酒類製造を担う技術者、日本産酒類の特性及び魅力を発信できる人材、さらには酒類に関する研究者の育成が必要であることから、酒類醸造講習、鑑評会等の各種取組を実施する。

イ 意欲のある酒造技術者を育成するため、酒類醸造講習を業界団体との共催により実施する。

酒類の製造に関する知識及び技術の習得を目的として、清酒製造者を対象とした酒類醸造講習（清酒コース及び清酒短期コース、短期製麹コース）を日本酒造組合中央会と共催して円滑に実施する。実施に当たっては、酒類の製造等に関する高度な技能や経営に係る実践的な知識などの習得を目指した人材育成の観点とともに、業界ニーズも踏まえつつ、酒類総研の最新の成果や伝統的な酒造技術を取り入れるなど内容を充実させる。

本格焼酎・泡盛については、3年に1度、ワインについては、2年に1度実施することとしており、ビールについては、小規模製造場の急増等に伴うニーズの変化に合わせ、今後の実施期間・内容を共催者である全国地ビール醸造者協議会と協議した上で実施する。

本年度は、ワイン製造経験者を対象にした酒類醸造講習ワインコースを日本ワイナリー協会との共催で実施する。

ロ 酒類製造技術の研鑽を通じて酒造技術者を育成するため、業界ニーズを踏まえつつ、鑑評会を業界団体との共催により実施する。審査方法及び審査基準の公開、品質確保に資する理化学分析の実施、審査結果の出品者へのフィードバック等の実施方法については業界団体との協議を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

電子申請サービスによる申込受付業務を実施するとともに、審査事務や他業務についても電子化等、利便性の向上を図る。

ハ 海外に日本産酒類の魅力を紹介する人材を育成するため、海外の酒類コンクールへの審査員の派遣や輸出セミナー等への講師の派遣等、コアとなる人材の育成のための取組を実施する。

ニ 博士課程修了者（ポストドクター）、酒造技術者及び大学院生等の研究生を受け入れ、研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、各種制度を活用して、海外からの研究者又は研修員を受け入れに努める。

#### (4) 酒類の品質及び安全性の確保

酒類業の振興のためには、酒類が安心して消費される環境が必要であり、酒類の品質及び安全性の確保が不可欠であることから、国税庁及び関係機関と連携して取組を実施する。

イ 酒類の品質及び安全性を確保するため、酵母・亜硫酸無添加ワイン製造において、自発発酵に関わる *S. cerevisiae* 株の多様性を簡易に把握するため、ハイスループットシーケンシングを用いた *S. cerevisiae* の簡易株割合推定技術の開発に取り組む。

また、全国新酒鑑評会の新たな官能審査容器の選定のために、伝統工芸品を含めた様々な材質の容器について、清酒の香気成分や呈味成分の保存性等の科学的な分析を実施するとともに、歴史的背景に関する知見なども調査する。

なお、新たに酒類の品質又は安全性に関わる重大な問題が明らかになった場合は、優先して取り組み、迅速に消費者等へ情報を発信する。

ロ 酒類の品質及び安全性を確保するため、国税庁からの依頼を受けた分析については、依頼された期間内に速やかに実施し報告する。

ハ 業界団体が主催する品質評価会等の業務については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査のための職員の派遣、後援等必要な支援を行う。

また、酒類製造等に従事する者に対する酒類の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図るため清酒官能評価セミナーを実施し、清酒専門評価者の認定を行う。

#### (5) 酒類の適正課税及び適正表示の確保

国税庁の税務行政に直結する業務を基本とし、適正課税及び適正表示確保の観点から、次の取組を実施する。

イ 適正課税及び適正表示の確保のため、国税庁からの依頼を受けた試験、分析及び浮ひょうの校正等については、依頼された期間内に速やかに実施し、報告する。

ロ 国税庁からの依頼に基づき、国税局鑑定官室における分析の信頼性を確保するため、技能試験等を実施する。

酒類に関する分析法については、関連情報を収集するとともに、必要に

応じて、「独立行政法人酒類総合研究所標準分析法」を改訂するほか、国税庁所定分析法の改訂についても依頼に応じて協力する。

- ハ 国税庁職員を対象とした研修の実施については、年間4件以上協力する。
- ニ 法令等で定められている酒類の表示の適正性の確保に資するため、国内外で需要が高まっているウイスキーについて理化学的分析を行い、産地判別の基盤となるデータを蓄積する。

#### (6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

行政ニーズ等に的確に対応するとともに、日本産酒類に関する正しい科学的知識等の国内外への普及・啓発を図っていくため、研究成果等に加え、酒類及び酒類業に関する情報を幅広く収集、整理し、講演会の開催やインターネット等の各種媒体を通じ、関係機関と連携しつつ酒類業界及び消費者等への情報提供等を積極的に行う。

イ 研究成果については、酒類総合研究所報告を年1回発行し、研究所講演会を年1回開催するほか、国内外の学会、シンポジウム等で年間60件以上発表するとともに、中期目標期間内に100報以上の論文（査読済み論文及び酒類総合研究所報告の原報とする。）を学術雑誌等に公表するよう努める。

また、研究成果の業界への効果的な普及のため、国税庁職員への説明会等を年間10件以上実施する。

なお、特許については、職務発明の内容等を精査した上で、費用等も考慮して必要と判断したものについて出願する。

ロ 酒類総研の研究成果、取組等を分かりやすく解説した広報誌を年2回発行するとともに、行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理し、冊子やインターネット等の各種媒体を通じて情報提供等を行う。

また、消費者等からの酒類及び酒類業に関する問合せについては、原則として翌業務日以内に対応する。

ハ 公設試験研究機関、民間等との共同研究を進め、年30件以上実施するとともに、競争的研究資金等の獲得に努める。

また、受託分析等については、酒類総研が開発した手法によるものや高

い分析精度が求められるものなど酒類総研で直接実施する必要が高いものについて実施する。

さらに、醸造用微生物の遺伝子情報等について関係機関と連携してデータの公開等を進めるとともに、保有する遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、要望に応じて提供することとし、微生物の特性に応じて受付日から原則 10 業務日以内に処理する。

ニ 酒類に関する研究を牽引するため、関係学会等からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を学会及び団体を単位として年 15 件以上行う。

ホ 大学、関係団体等との連携を進めるという観点から、要請に応じて非常勤講師、委員等へ就任するとともに、国内外の関係機関等と連携して研究会・イベント等への参加及び講師派遣等の協力を行う。

## 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 業務改革等

酒類の輸出拡大に伴って増加する分析依頼等、酒類総研に求められる業務が拡大していることから、限られたリソースをより効率的・効果的に活用するために、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）等に準じ、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等を通じて業務改革や働き方改革に取り組む。

なお、行政や業界ニーズ等を踏まえた業務の重みづけにより業務分担を柔軟に見直すとともに、適切な組織・人員体制を整備した上で、経営管理サイクルを適切に構築・実施し、パフォーマンスの最大化を図る。

### (2) 経費の削減

業務運営の一層の効率化に努め、一般管理費及び業務経費（特殊要因経費、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び人件費（退職手当等を含む。）を除く。）について、物価変動の影響を除き、前年度予算額に対して、毎年度 0.5%以上の削減を行う。

### (3) 効果的な契約

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手段による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合

理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。

特に、随意契約については、他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。

なお、共同調達については、引き続き実施するとともに、立地条件等も配慮しながら、拡大についての検討も行う。

#### (4) 適正な給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、適正な水準を設定するとともに、その取組状況等を公表する。

#### (5) 情報システムの整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

### 3 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 自己収入の確保等

酒類総研が保有する酒類に関する知見等を活かして自己収入の確保に努めるとともに、競争的研究資金等の獲得や知的財産マネジメントに取り組む等の経営努力を行う。

なお、手数料等負担を求める業務については、第5期中期目標の期間中の増額等を踏まえ、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者の負担が応分となるよう適宜に見直しを行う。

特許権については、開放特許情報データベース等の技術移転活動を活用するとともに、積極的な広報による普及を図り、特許契約の確保に努める。また、特許権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努める。

#### (2) 保有資産の管理

イ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

ロ 研究施設・機器等の整備については、他法人等の施設の活用や民間等への業務の委託も検討した上で、計画的に実施する。また、所有する研究施設・機器等のうち供用可能なものについては、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による

使用を認め、有効に活用する。

### (3) 運営費交付金の会計処理

「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

### (4) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

財務に関して定める予算、収支計画及び資金計画は、予算【別表 1】、収支計画【別表 2】及び資金計画【別表 3】とする。

### (5) 短期借入金の限度額

運営費交付金等の入金の遅延、予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給その他不測の事態により資金の不足が想定される場合は、限度額を 300 百万円として短期借入金を借り入れることができる。

### (6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

### (7) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

### (8) 剰余金の使途

剰余金は、研究用機器等の購入並びに施設及び設備の改修に充てる。

## 4 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 内部統制の充実・強化

イ 本中期計画の達成のため、理事長のトップマネジメントの下、業務資源を配分するとともに、業務の進捗状況の把握及び調整を的確に行う。その際、組織規程に基づき、業務運営に係る重要事項は役員会で審議するとともに、部門長会議では、業務運営に関する事項について、連絡、調整又は審議を行い、効率的かつ効果的な運営及び意思の疎通を図る。

また、研修等の機会を通じて役員等が職員に対して法人の使命等を組織内に浸透させることで、使命感の一層の向上を図る。

ロ 内部統制の充実・強化については、酒類総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメント及び内部監査を適切に実施するとともに、その結果を業務運営に適切に反映させる。

また、外部有識者による助言を受けること等により、客観的で透明性を確保した運営を行う。

ハ 「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府の方針等を踏まえて策定した情報セキュリティに関する規程に従い、適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、情報システムの安全性の確保及び信頼性の向上のためのリスク管理を行う。

ニ 研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。また、研究及び調査については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に沿って必要に応じ外部評価を実施する。

研究開発業務の実施に当たっては、研究活動における不正行為の防止及び研究費の不正使用防止に関する内部規程に基づき、引き続き適切な取組を推進する。

ホ 公正で民主的な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保するという観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

## (2) 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の改修は【別表4】のとおり計画的に実施する。

## (3) 人事に関する計画

適切な人事管理により、効率的・効果的な業務運営を行うとともに、酒類総研の人材活用等に関する方針に基づき、女性・若手研究者の活用を促進する。

また、経験豊富な職員の能力を有効に活用するほか、専門性が高く、酒類総研自らでは人材育成が困難な分野については、従来のステークホルダーの

枠を超えて外部機関等との連携を進めるとともに、外部人材等を活用した研修等を通じた人材育成を図る。

さらに、人事評価制度を通じて職員の役割・権限を明確にして適切な業績評価を推進するとともに、顕著な貢献があった職員を理事長表彰することで、職員のモチベーション向上を図る。

#### (4) 職場環境の整備

職場における事故及び災害の防止のため、安全衛生に対する所内研修の実施、化学物質等の適正な管理等を行うほか、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

また、多様な人材が働きやすい職場づくりを目指し、諸制度の周知や研修の実施を通じて勤務環境の整備を行う。

#### (5) 積立金の処分に関する計画

第5期中期目標の期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

- ・自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合に係る会計処理
- ・棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定に係る会計処理
- ・研究用機器等の購入並びに施設及び設備の改修

【別表 1】

令和 8 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	1,017
施設整備費補助金	146
受託収入	20
その他収入	53
計	1,236
支出	
業務経費	343
一般管理費	234
人件費	493
施設整備費	146
受託費用	20
計	1,236

(注) 各欄積算金額の合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、常勤役職員の人件費の見込額 369 百万円に退職手当等を含んだ額である。

【別表 2】

令和 8 年度収支計画（単位：百万円）

区 別	金 額
費用の部	1,106
經常経費	1,106
業務経費	316
一般管理費	195
減価償却費	81
人件費	493
受託費用	20
財務費用	0
臨時損失	0
収入の部	1,106
運営費交付金収入	952
受託収入	20
その他収入	53
寄附金収入	0
資産見返負債戻入	81
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

（注）各欄積算金額の合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

【別表 3】

令和 8 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	1,236
業務活動による支出	1,025
投資活動による支出	211
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,236
業務活動による収入	1,090
運営費交付金収入	1,017
受託収入	20
その他収入	53
投資活動による収入	146
施設整備費による収入	146
その他の収入	0
財務活動による収入	0

(注) 各欄積算金額の合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

【別表 4】

施設及び設備の改修に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
設備整備	146	施設整備費補助金（令和7年度繰越分）

（注）上記のほか、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。